

福島復興再生基本方針（案）に対する福島県知事意見

1 本方針に基づく施策の実施に必要な予算の確保

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年が経過する中、県民の懸命な努力と国内外からの温かい御支援により、福島の復興・再生は着実に進展している。

一方、今なお多くの県民がふるさとに帰ることができず、県内外で避難生活を続けられているほか、避難地域の復興・再生、被災者の生活再建、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題など、当県はいまだ多くの困難を抱えている。地域によって復興の進捗は異なり、また、復興のステージが進むにつれて新たな課題等が生じるなど、福島の復興はいまだ途上にあり、長い時間を要する。

こうした複合災害からの復興がいまだ途上の中、度重なる自然災害、新型感染症や原油価格・物価高騰、さらには急激に進む人口減少といった課題にも直面している。これらの課題解決に向けて、着実に取組を進めていくとともに、東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生が遅れることのないよう、復興の取組を進めなければならないという難しい対応が求められている。福島の復興及び再生には、中長期的な対応が必要であり、当県の特殊性を踏まえながら、国が前面に立って最後まで責任を果たしていくことが何よりも重要である。

このため、心のケアなどの被災者支援等のほか、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の整備、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の避難指示解除に向けた取組、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業の育成・集積、事業・農林漁業の再建、風評の払拭に向けた取組等に加え、避難地域等における移住等の促進、関係人口や交流人口の拡大、魅力ある働く場づくり等の新たな活力の呼び込みなど、福島復興再生基本方針において国が行うこととされた取組を着実に推進すること。

あわせて、福島県民が切れ目なく安心して復興・再生に取り組むことができるよう、第1の2「福島の復興及び再生の基本姿勢」の「国は、（中略）復旧・復興に長期間を要するなどの原子力発電所の事故による災害という特殊な事情を踏まえつつ、長期にわたることが見込まれる本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を確保し、責任を持って臨む」との記載を確実に履行すること。令和4年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」において、「息の長い取組をしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする」とされたことも踏まえ、第2期復興・創生期間における財源フレームを必要に応じて見直すとともに、第2期復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、十分な財源をしっかりと確保すること。

また、当県が本方針に即して作成する福島復興再生計画に掲げる目標及びKPI等の達成に向け、国は県・市町村と一体となって必要な取組を積極的に推進すること。さらに、個別事業を実施するために必要な予算をしっかりと確保するとともに、当県の実情と復興のステージに応じた新たな制度の確立を図ること。

2 避難指示・解除区域の復興及び再生

(1) 避難解除等区域は、原子力災害の影響が最も大きい地域であり、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を踏まえ、当該地域の市町村の復興及び再生に責任を持たなければならない。

第3の1「避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方」の「避難指示解除後の本格的な復興のステージにおいても、地域のコミュニティ形成への配慮や固有の文化・伝統への配慮など、市町村ごとの課題にきめ細かく対応する」との記載のとおり、国は、当県及び市町村と連携を密にしながら、保健・医療、介護・福祉サービス、買い物環境、魅力ある教育環境、防犯対策等の生活環境の整備はもとより、産業・生業の再生や雇用確保・人材育成への支援、インフラ整備など、第2部全般に掲げる施策を確実に履行し、福島12市町村の将来像の具現化を始め、地域の復興に向けて取り組むこと。

また、原子力被災12市町村における営農再開の加速化を図るため、国は、これまで行ってきた被災農業者への支援を継続するほか、農地の大区画化・汎用化、利用集積等、広域的な高付加価値産地の展開、6次産業化施設の整備促進等により、地域の営農再開の後押し等に加え、スマート農業を推進すること。

さらに、商工業や農林水産業などの産業の復興や医療提供体制の再構築、地域コミュニティの再生などに向け担い手の不足が深刻な課題となっていることから、人材の確保・育成等の取組を支援すること。

加えて、多核種除去設備等で浄化処理された水（ALPS処理水）の取扱いについては、福島県だけではなく日本全体の問題であることから、国が前面に立ち、令和3年12月に策定された「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、政府一丸となって万全な対策を講じること。

(2) いまだ約2万7千人の県民がふるさとを離れて避難生活を続けられており、避難者が抱える課題も個別化・複雑化していることを踏まえ、円滑な帰還や生活再建等を支援するため、高齢者を始めとした避難者等に対する日常的な見守り・相談支援、情報提供、コミュニティの形成、被災者一人一人の心身のケア等に丁寧に対応すること。

(3) 地元住民・地元自治体の苦渋の決断により受け入れを容認した中間貯蔵施設について、国は、現場管理を徹底し、施設の運営を安全・確実に行うとともに、今後発生する特定帰還居住区域のものを含め、全ての除去土壌等の搬入を、安全かつ確実に実施すること。また、中間貯蔵施設に貯蔵する除去土壌等については、第3の2(3)カの「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。」との記載を遵守し、法律に定められた30年以内(2045年まで)の県外での最終処分の確実な実施に向けて、最終処分場のイメージなど、分かりやすい情報を提供するなどにより、国民の理解を深める取組を更に推進するとともに、最終処分地の選定方法等の具体的な方針・工程を明示するなど目に見える形で、一つ一つのステップを確実に国として責任を持って取り組むこと。

(4) 被災地では、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行しているため、これまでの住民の帰還に向けた環境整備や支援等に加え、移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組む必要がある。そのため、国は、地方公共団体の意見を最大限踏まえつつ、帰還・移住等環境整備交付金を活用した地方自治体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援を始め、交流人口拡大のための新たな施策を含め様々な施策を活用し、当県、避難指示・解除区市町村、民間事業者等における取組を支援すること。

また、取組の実効性を高めるため、関係者が連携して移住等の促進施策を強力に進めるための体制の活用や、交流人口拡大の更なる対応等をまとめる場の運営などにより、国、県、市町村及び関係機関の連携を強力に推進すること。

(5) 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、避難指示解除後も引き続き、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づく拠点づくり、さらには、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるように支援すること。

また、福島復興再生特別措置法の改正により創設された特定帰還居住区域については、住民の帰還に関する意向を個別丁寧把握した上で、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還し、安心して生活できるよう、生活圏を幅広く捉え、十分な除染を行うなど、早期の避難指示解除に向け、責任を持って取り組むこと。加えて、避難指示解除に向け除染と一体的に行われる家屋解体・インフラ整備等に伴い発生する特定廃棄物や特定廃棄物埋立処分施設の埋立期間終了以降に県内で新たに確認される指定廃棄物が想定されることから、処分が滞り環境回復の支障となることのないよう、これらの特定廃棄物に係る処理方針を速やかに決定すること。

- (6) 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地・家屋等の扱いについては、市町村等の意向を十分に汲み取り、早急に方針を示すとともに、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

3 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現

福島の復興及び再生のためには、福島で安心して暮らし、子どもを生み育てることができる生活環境を実現することが不可欠である。多くの福島の住民、特に子育て世代が、放射線の健康への影響に対する不安やストレスを抱えている。県内全域において、放射線による健康上の不安の解消や安心して暮らすことのできる生活環境を実現するため、風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、県民健康調査の実施、農林水産物等の放射性物質の検査等の推進、教育機会の確保、環境の回復・創造のための調査及び研究の推進等、第6に記載の施策・事業について、国は責任を持って総合的かつ体系的に進めること。

加えて、住民の放射線の健康影響等に関する不安払拭のため、国は、生活圏の線量モニタリング、放射線相談員による相談体制等を維持するほか、リスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細かに実施することに加え、引き続き、除染後のフォローアップの実施などを通じて、個人の追加被ばく線量を、長期目標として年間1ミリシーベルト以下にすることを目指すための措置を講じること。

4 福島イノベーション・コースト構想の推進等

- (1) 国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想に係る取組の推進や、「福島新エネ社会構想」の実現、廃炉関連産業・医療関連産業・航空宇宙関連産業・ロボット関連産業等の集積を図るため、国は、第8に記載の施策・事業について確実に実施するとともに、福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議や福島イノベーション・コースト構想推進分科会を適切に運用することにより、連携体制の構築や基本的な方針の共有を図り、構想の実現に向けた取組を一層推進すること。
- (2) 本方針に即して国が策定した新産業創出等研究開発基本計画に基づき実施される研究開発等が、福島イノベーション・コースト構想の推進や福島全域の新産業創出等の促進につながるよう、当県が福島復興再生計画に基づき実施する取組との確実な連携を図ること。

- (3) 福島国際研究教育機構は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」として、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる役割を果たし、浜通り地域等をはじめ県全体の一体的、総合的な復興に資する拠点としての機能の発揮にとどまらず、イノベーションの力により日本の産業競争力を強化する世界に誇る研究成果を福島の地から生み出し、その成果の還元等を通じて、産業集積・人材育成を図りながら、地元に着し、親しまれる存在となることが重要である。そのためには、世界に誇る最先端の研究開発等の推進を早急に進めるとともに、地域に根差した取組についても、しっかりと進めていく必要があることから、復興庁の総合調整機能の下、省庁の縦割りを排し、関係省庁が連携して、福島国際研究教育機構が長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。また、同機構の施設については地元と連携した円滑かつ確実な整備を行い、可能な限りの前倒しに努めること。
- (4) 福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣等により福島イノベーション・コースト構想の一層の推進に取り組むこと。
- (5) 福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」に基づき、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」に向けた取組を推進すること。

5 その他福島の復興及び再生を推進するための措置

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と汚染水・処理水対策は、復興・再生の大前提である。

第1の1「原子力災害からの福島の復興及び再生の意義・目標」の「国が前面に立ち、国内外の最高の叡智を結集することにより、廃止措置終了に向けて安全かつ着実に成し遂げる。」との記載のとおり、東京電力を厳しく指導しながら、国が前面に立って、廃炉と汚染水・処理水対策に取り組むこと。

A L P S 処理水の取扱いについては、国内外の理解醸成に向け、トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、I A E A等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、責任を持って取り組むこと。

また、新たな風評を発生させず、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業、商工業を始めとする幅広い事業者が将来に向け安心して事業を継続していけるよう、断固とした決意を持って、万全な風評対策に全力で取り組むこと。

特に、処理水に伴う風評が強く懸念される水産業については、若い担い手を始めとした事業者が、将来にわたって安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりに向けて、国が前面に立ち、生産から流通・消費に至る総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。

そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し円滑かつ確実な賠償を行うよう指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

- (2) 避難指示・解除区域市町村への住民の円滑な帰還の促進に向けて、また帰還住民等が日常生活を安心して送ることができるよう、国は、第10の1(2)に基づき、交通事業者の安定的な事業運営が可能となるよう配慮しながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援すること。

また、イノシシ等の鳥獣による被害について極めて深刻であることから、当県及び市町村と連携して、住民の円滑な帰還や移住等の促進に資するよう、それぞれの地域の実情に即した鳥獣被害対策をより一層確実に実施すること。

- (3) 今なおあらゆる分野に根強く残る風評の払拭に向けては、環境モニタリングや農林水産物等の放射性物質検査結果の国内外への発信、農林水産物の販売不振の実態と要因の継続的な調査・分析及びそれに基づく必要な措置、福島の実況や放射線影響に関する国民への正しい理解の増進と情報の提供、国内外からの福島への誘客促進、農林水産物・食品に対する輸入規制撤廃に向けた働き掛けなど、第7の2(3)、(5)及び(6)に記載の施策・事業について、関係省庁が一体となって全力で継続的に取り組むこと。

- (4) 国は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承等のため設置する国営追悼・祈念施設の整備を引き続き進め、また、当県が整備する福島県復興祈念公園を支援すること。加えて、東日本大震災・原子力災害伝承館を核として、交流拡大・情報発信を図ること。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での取組の成果が継承・共有され、被災地の復興にもいかされることが重要であるとの認識の下、国は、今後とも機会を捉えながら、被災地の更なる復興を後押しするとともに、国及び関係機関等の広報媒体を始め、国主催の各種会議や2025年日本国際博覧会等、あらゆる機会を最大限にいかし、東日本大震災からの復興に向けて取り組む姿や、先端技術・イノベーションによる創造的な復興の姿を世界に発信すること。

(5) 当県の復興及び再生を進めていく上では自治体職員等の確保が不可欠であり、国は、当県及び県内市町村の人員確保に対する必要な措置を継続すること。また、第1の2「福島復興及び再生の基本姿勢」の「福島復興及び再生には、中長期的対応が必要であり、第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って取り組む。」との記載のとおり、福島復興・再生に最後まで責任を果たすよう、しっかりと取組を推進すること。